

「過去の著作物の保護と利用に関する小委員会」
関係者ヒアリング説明資料

2007年4月27日

実演家著作隣接権センター・CPRA運営委員 椎名和夫



1. 過去の著作物の利用の円滑化方策について

2. アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化について

前者は商業目的の利用であり、後者は公益目的の利用であるとの点について留意すべき。

【過去と現在のバランスについて】

- 過去の著作物の円滑な利用と、実演家の就業機会の創出との間でバランスの取れた方策が求められる。

【いわゆる「流通の阻害要因」と報酬請求権化について】

- 著作物の二次利用が進まぬ理由として、著作権法上の権利を阻害要因として挙げることの誤りは既に共有されている。
- 利用の円滑化については、既存の枠組みの中での関係者間の協議を通じて解決できる。
- 安易に権利制限などの方策を採ることは、集中管理に取り組むインセンティブを損ないかねず、知財立国の精神にも逆行する暴挙。

【権利者の所在不明について】

- ドキュメンタリー番組等に「写りこんだ」の一般人の所在不明と、職業的な実演家の所在不明を混同すべきではない。前者はプライバシーや肖像権に関する問題を含むが、後者についてはコンテンツホルダーと権利者団体の協力により一定の解決策をとることが可能。

【権利者情報を含むコンテンツ情報の精緻化の必要性】

- 多数の権利者により構成されるコンテンツの権利処理に必要な権利者情報を含む「コンテンツ情報」の保持についてはコンテンツホルダーが実施。
- コンテンツが、パッケージ等の支持媒体を失ってデジタルデータとして単体で流通することを想定した場合、コンテンツとその権利者情報等を容易に関連付けられるような一定のルールが必要。
- 今後製作されるコンテンツについて、権利者情報を含む最低限のコンテンツ情報を保持することをルール化する方策が必要。
- アーカイブされるコンテンツに、文献的価値をもつコンテンツ情報は必須。
- このことは、コンテンツを使い捨てにせず、その文化的な価値を高めるとの側面からも議論されるべき。

3. 保護期間の在り方について

【実演家の著作隣接権と著作者の著作権の保護期間の格差について】

■ 実演家・・・実演後50年

■ 著作者・・・死後50年

- 同じく自然人で創作的な活動を行う実演家と著作者の間の権利の保護期間における差異が存在するが、著作者は死後においても保護を受けるのに比べて、実演家は存命中に権利を失う場合もある。

【格差を埋める延長の必要性】

- 上記の差異を解消もしくは縮小するために、実演家の著作隣接権の保護期間を以下にあげる方法等により延長する必要がある。
 - ① 実演家の著作隣接権の保護期間の起算点について、現行の「実演が行われた時」から、「その実演家の死後」に改める。
 - ② 実演家の著作隣接権の保護期間について、平均寿命の一般的な伸長を加味した年数に改める。
- 利用の多様化に伴う利益に、創作的な寄与をする実演家も平等に与ることができるよう、世界に先駆けて延長するべき。

4. 意思表示システムについて

特に無し

